

令和6年度(繰越) 有田内山札ノ辻周辺整備
公民連携事業導入可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月

有田町まちづくり課

1. 趣旨

本実施要領は、令和6年度（繰越）有田内山札ノ辻周辺整備公民連携事業導入可能性調査を実施するにあたり、業務実績や取組体制、企画提案等を求め、本町の現状や特性等を十分に理解し、本事業の実現に向け、最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）委託業務名

令和6年度（繰越）有田内山札ノ辻周辺整備公民連携事業導入可能性調査業務委託

（2）業務内容

令和6年度（繰越）有田内山札ノ辻周辺整備公民連携事業導入可能性調査業務委託仕様書のとおり

（3）業務場所

有田町地内

（4）履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

（5）上限額

20,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務に関する金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

また、提案内容に関わらず、上限額を超える提案は受け付けない。

3. 業務目的

本町有田内山地区のにぎわいの核となる札ノ辻交差点エリアにおいて、地域住民の利便性向上や観光事業の発展を図るとともに、多様な人々の交流等により創出されるにぎわいを内山地区全体に広げ、まち全体の活性化を図る目的で策定した「令和3年度 有田内山グランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」という。）の深度化による町有地の活用及び新施設の整備・運営等について民間活力導入の可能性を検討する。

4. 担当課

有田町まちづくり課

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地 有田町役場

T E L : 0955-46-2990 / F A X : 0955-46-2100

E-mail : machidukuri@town.arita.lg.jp

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。なお、グループ、共同企業体による参加も可能とし、全ての構成員が次の要件を満たし、参加表明書において代表企業を定めることを条件とする。

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人、又は法人のグループや共同事業体（以下、「共同事業体等」という。）等とする。

共同事業体等による応募の場合は、協定書を締結し、必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者をあらかじめ定めることとする。やむを得ない事情と認められる場合を除き、構成員の変更は認めないものとする。

なお、1つの共同事業体等の構成員は、別の提案を行う共同事業体等を構成する構成員や単独の応募者になることはできないものとする。また、単独、共同事業体等のいずれにおいても業務の一部を協力企業に再委託することを認めるものとする。

(2) 参加資格者の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるア、イ、ウの要件をすべて満たす者とする。

ア．国または地方公共団体が実施する公民連携事業のうち、次の①から⑤のいずれかの業務または類似業務を元請（ただし、共同事業体等で受注した場合は代表者としての実績に限る。）として受注し、かつ、履行した実績を有する者。

なお、共同事業体等で参加する場合は、代表構成員となる者が実績を有すること。

- ① 公民連携事業可能性調査業務
- ② 公民連携事業アドバイザー業務
- ③ PPP／PFI事業等の民間資金活用の検討に関する業務
- ④ 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、事業実現に至った、又は繋がっている業務
- ⑤ 広場・公園等の整備計画策定に関する業務及び複合施設の基本・実施計画策定に関する業務

※複合施設は、公共公益機能や文化施設、商業機能（生鮮産品や食料品、日用品を取扱う）等を含む施設。

イ．事業者（ただし、共同事業体等で受注した場合は代表者としての実績に限る。）として、事業構築し、公共空間へ自己投資して自ら経営に従事、又は参画した実績を有すること。

ウ．業務全体の統括を行う管理担当者（技術）者として、次のいずれかの要件を満たす者を配置できること。

- ① 上記アと同様な業務に従事した実績を有すること。
- ② 上記イと同様な業務に従事した実績を有すること。

(3) 次に該当する者は、本プロポーザルに参加できない。

ア. 見積者（見積者が「セ.」、「ソ.」に規定する事業協同組合等であるときは、同項に規定する組合員等のいずれかの者。以下同じ。）は、見積依頼書等で個別に定める参加資格を有していない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積りをすることはできない。また、契約の相手方となることもできない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）

エ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）

オ. 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者

カ. 金融機関の取引停止処分がなされている者

キ. 解散又は廃業した法人若しくは廃業した個人

ク. 契約の履行に必要な法律の許可及び登録等を有していない者

ケ. 契約の履行に必要な法律で定める資格を有する者を配置できない者

コ. 有田町競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成18年3月1日訓令第55号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者

サ. 法人税（個人の場合は申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者

シ. 有田町が課する税の滞納をしている者

ス. 次のいずれかに該当する者

①役員等（見積者が個人事業主である場合にはその者を、見積者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

②暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められるとき。
- セ. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び
企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づ
く協業組合又はその他任意に結成された共同企業体など（以下「事業協同組合等」
という。）を見積者とする見積合せにおいて、当該事業協同組合等を構成する組合
員又は構成員（以下「組合員等」という。）は、同一の見積合せに参加することは
できない。
- ソ. 複数の事業協同組合等が見積者となりうる見積合せにおいて、当該事業協同組合
等間に重複して組合員等となる者がいるときは、そのうちいずれか1つの事業協
同組合等しか同一の見積合せに参加することができない。
- （4）次のいずれかの資格又は実績を有する（技術）担当者（この契約の履行に関し、業
務の管理及び統括を行うものをいう。）を本業務に配置すること。
- ア. 技術士建設部門「都市及び地方計画」
- イ. 技術士総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」
- ウ. 公民連携事業可能性調査業務の実績
- エ. 公民連携事業アドバイザー業務の実績
- オ. PPP／PFI事業等の民間資金活用の検討に関する業務
- カ. 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、事業実現に至った、又は繋がっている
業務
- キ. 広場・公園等の整備計画策定に関する業務及び複合施設の基本・実施計画策定に
関する業務

6. スケジュール

項 目	日 時
参加表明に関する質問受付期限	令和7年3月28日（金）午後5時まで
質問の回答（本町ホームページに掲載）	令和7年4月 1日（火）までに
参加表明書等の提出期限	令和7年4月 4日（金）午後5時まで
参加資格の審査及び通知	令和7年4月 9日（水）までに
企画提案書等に関する質問受付期限	令和7年4月15日（火）午後5時まで
質問の回答（本町ホームページに掲載）	令和7年4月18日（金）まで
参加表明後の辞退期限	令和7年4月21日（月）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年4月23日（水）午後5時まで
プレゼンテーション実施時間等の通知	令和7年4月25日（金）まで
プレゼンテーションの実施日	令和7年5月 9日（金）
選定結果の通知	令和7年5月14日（水）発送

7. 参加表明に関する質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年3月28日（金）午後5時まで

(2) 提出先

上記「4.」に同じ

(3) 提出方法

ア. 電子メールにより、質問書（様式4）を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をすること。電話等による質問は受け付けない。

イ. メールのタイトルは「【参加表明】令和6年度（繰越）有田内山札ノ辻周辺整備 公民連携事業導入可能性調査業務委託に係る質疑について」とすること。

(4) 回答

ア. 厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和7年4月1日（火）までに本町ホームページへ掲載する。

イ. 回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和7年4月4日（金）午後5時まで

(2) 提出先・提出方法

上記「4.」に同じ。持参（午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

なお、共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「ウ」から「ク」までの書類について、構成員全ての分を提出すること。

(3) 提出書類

ア. 誓約書（様式1）

イ. 参加表明書（様式2）

ウ. 会社概要（様式3）及び会社パンフレット等

エ. 上記5（2）の業務実績を証する書類

オ. 法人・商業登記現在事項全部証明書（「写し」で可。発行日より3か月以内のもの。）

カ. 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書。発行日より3か月以内のもの。）

キ. 共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体等のみ）

ク. 配置予定技術者等調書（保有資格又は従事実績が分かる書類）（様式7・1、2、3）

※配置予定技術者は、参加表明する時点で想定している管理者等について記載すること。

- (4) 提出部数
1部とする。

9. 参加資格の審査及び通知

- (1) 参加表明書等の内容を審査し、参加資格の有無について、電子メールにより、令和7年4月9日（水）までに「参加資格決定通知書」を通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。町は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して8日以内（祝日等を除く）に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

10. 企画提案書等に関する質問及び回答

企画提案書の提出に関して、参加資格が有すると認められた事業者は、提出書類や内容等に疑義がある場合、下記により質問することができる。ただし、前記9（2）により説明を求めている事業者も質問することができるものとするものとする。

- (1) 提出期限
令和7年4月15日（火）午後5時まで
- (2) 提出先
上記「4.」に同じ
- (3) 提出方法
ア. 電子メールにより、質問書（様式4）を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をすること。電話等による質問は受け付けない。
イ. メールのタイトルは「【企画提案】令和6年度（繰越）有田内山札ノ辻周辺整備 公民連携事業導入可能性調査業務委託に係る質疑について」とすること。
- (4) 回答
ア. 厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和7年4月18日（金）までに本町ホームページに掲載する。
イ. 回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

11. 参加表明後の辞退

- (1) 提出期限
令和7年4月21日（月）午後5時まで
- (2) 提出先
上記「4.」に同じ
- (3) 提出方法
持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）
又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類及び部数

辞退届(様式5)、1部

(5) その他

参加辞退は自由であり、辞退した場合でも以後における不利益な扱いはない。

12. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

上記9(1)による「参加資格決定通知書」の受理後から令和7年4月23日(水)
午後5時まで

(2) 提出先・提出方法

上記「4.」に同じ。持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出書類及び部数

提出書類及び部数は次のとおりとする。

	書 類	説 明	部数
1	企画提案書かがみ	様式6を使用すること。	1 部
2	企画提案書	任意様式（A 4 判又はA 3 判・片面）とする。図表等を除き、文字のフォントサイズは1 2 ポイント以上とすること。 企画提案書は、最低限、次の内容を盛り込むこと。 （1）業務実施方針 有田内山の現況や課題、グランドデザインを踏まえ、本業務の目的や内容を具現化するための事業展開、事業手法に対する考え方を記載すること。 （2）事業構想の策定 旧佐賀銀行有田支店跡地及び内山地区の振興対策のため、今後策定を予定している基本・実施計画等につなげる事業構想についての考え方や手法について記載すること。また、現時点において考える事業エリア等についての将来構想・イメージなどがあれば記載すること。 （3）実施体制 本業務を円滑に遂行するための実施体制を記載すること。グループ、共同企業体で参加する場合は、組織体制図や構成員（企業）の役割分担等も記載すること。 （4）官民連携可能性・事業スキーム検討 想定される事業手法や事業スキーム構築における課題を記載すること。また、本業務の目的等を具現化するため、想定するヒアリング調査の内容等を記載すること。 （5）公聴会等の実施 本業務の目的を達成するため及び今後の事業展開において実施しようとする住民理解・協力を得るための広聴会、説明会、ワークショップ、シンポジウム等の実施（案）を提案すること。 （6）独自提案 本業務を実施するにあたり、独自の提案を提示すること。	1 0 部
3	業務工程表	任意様式（A 4 判又はA 3 判・片面）とする。	1 0 部
4	業務見積書	任意様式（A 4 判・片面）とする。 （1）業務内容ごとに見積金額を記載すること。 （2）消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の1 0 0 分の1 0 に相当する額を加算した額を記載すること。	1 0 部

※「1 企画提案書かがみ」を除き、枚数は問わない。

※参加表明の時点で想定していた「配置予定技術者」（管理者、照査者、担当者）を変更する場合は、様式7（1～3の変更者分のみ）を再提出すること。

1 3. プレゼンテーションの参加

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア. 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ. 企画提案の内容又はその意思について、他の提案者と相談を行った場合
- ウ. 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- エ. 審査終了後、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- オ. 評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- カ. その他、本町職員等で組織する有田内山札ノ辻周辺整備公民連携事業導入調査業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が不適格と認めた場合

(2) 複数提案の禁止

提案者が複数の企画提案書等を提出することは認めない。

(3) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(4) その他

参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

1 4. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和7年5月9日（金）

(2) 実施時間及び場所

プレゼンテーションは対面で行うものとし、実施時間及び場所については、企画提案書等の提出後、電子メールにより、令和7年4月25日（金）までに通知する。

※リモートのみでのプレゼンテーションは不可とする。発表者以外の者がリモートで参加することは可能。

(3) 実施順及び提案者

ア. 順番は、原則、企画提案書等の受付順とし、提案出席者は3人以内とする。

イ. 提案発表者は、本事業を受注した場合の主な担当者とする。

(4) 実施機器

ア. パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案書等の提案者が用意する端末及び回線において行うこと。

イ. 準備は、開始前の5分以内に行うこと。

ウ. スクリーン及びプロジェクター、又は大型モニター（HDMI端子、VGA端子（ミニD-Sub15pin））は、発注者にて用意するが、持ち込みも可能とする。

(5) その他

ア. プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

イ. 審査の経緯及び内容等に関する問合せは、一切、回答しないものとする。

15. 優先交渉権者の選定

選定委員会において、配置予定技術者等調書や企画提案書等の内容を評価し、本事業を最も的確に遂行できると判断される事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。

（１）評価については、選定委員会が、下記（４）評価基準及び配点により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。

（２）評価点合計満点の５割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者の選定対象から除外する。

（３）提案者が１者の場合、その評価が最低基準点以上である時は、最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

（４）評価基準及び配点

別添資料（評価基準表）による

（５）選定結果の通知

ア．全ての提案者に対し、令和７年５月１４日（水）に文書にて発送するとともに、最優秀提案者（優先交渉権者）を、本町ホームページにて公表する。

イ．選定に関する問合せ及び異議には、一切、応じないものとする。

16. 契約

（１）優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で契約を締結する。

（２）契約締結日までの間において、有田町競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成１８年３月１日訓令第５５号）の規定に基づく指名停止を受けた場合は、優先交渉権を喪失するものとする。

（３）優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、評価により順位付けられた上位の者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

17. その他

（１）企画提案書の作成、応募及びプレゼンテーションの参加等、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。

（２）提出された書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア．町は、提出された書類を審査に必要な範囲において、無償で複製することができることとする。

イ．提出された書類は、返却しない。

ウ．公平性、透明性及び客観性を期するため、契約者から提出された書類を公表することがある。

（３）提出された書類において、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

（４）配置予定技術者等調書に記載された配置技術者等は、原則、変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本町の承認を得た上で、同等以上の者に変更するものとする。

評 価 基 準 表

審査項目	評価項目		評価対象	評価基準	配点
業務遂行能力 (3 5 点)	技術者等の業務実績		配置予定技術者等調書	同種業務の績： 3 点/件 類似業務の績： 1 点/件 ※上限 5 件	1 5
	業務実施体制		企画提案書	業務遂行のために十分に専門的な体制であり、発注者との連絡調整等、迅速な対応が可能であるか	1 0
	業務実施計画		業務工程表	業務工程は現実的かつ実行可能なものとなっているか	1 0
企画提案内容 (3 5 点)	実施方針		企画提案書 プレゼンテーション	町の方針、事業の趣旨、当該地の現状と課題などを十分に理解した実施方針となっているか	1 0
	事業構想			当該地及び有田内山地区の整備推進に繋がる考え方や手法が示されているか	5
	企画提案	公民連携事業方針		町の状況に応じた、有益で具体的かつ実現可能な提案内容となっているか	5
		各種会議		事業の推進に効果的な検討体制が示されるなど、具体的で実現可能な提案内容となっているか	5
	公聴会等			住民参画に効果的なプログラムや実施方法が示されるなど、具体的かつ事業推進に効果的な提案内容となっているか	5
	独自提案			企画提案内容において、事業の推進に有効で独自の提案があるか	5
	プレゼンテーション及びヒアリング (1 0 点)	プレゼンテーション		取組施設	プレゼンテーション
ヒアリング		質疑応答	ヒアリング	質問内容を理解し、適格に応答しているか	5
費用 (2 0 点)	委託業務費用		見積書	提案内容から見た見積額は、妥当と考えられる額であるか	2 0
合計					1 0 0